

### 「不当な差別的取扱い」とは？

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけない条件を付けたりすることです。



## 12月3日～9日は障害者週間です

### 障害者差別解消法をご存じですか？

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

この法律では、行政機関や会社・お店などの民間事業者に対して、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的な配慮」の提供を求めています。

障害のある人のことをもっと良く知って、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を築いていきましょう。

問い合わせ 障害者福祉課障害者施策推進担当  
(☎5742-6762 Fax3775-2000)

### 「合理的配慮」とは？

障害のある人から「社会のバリア(設備や制度など)」を取り除くために何らかの対応が必要だという意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で合理的な対応をすることです。



### こんなことで困っています

障害は、生まれた時からある人もいれば、病気や事故、あるいは年をとることによって発生する場合もあり、誰にでも生じる可能性のある身近なものです。また、障害の種類やその人ごとの症状や程度、そしてその人がいる場面や状況ごとに不便さや困難さが異なります。コロナ禍においては、マスクの着用やソーシャルディスタンスの徹底など、新しい日常への対応に難しさを感じる場面が増えています。

感覚過敏などでマスクの着用が難しい。



コロナ禍においては、マスクの着用やソーシャルディスタンスの徹底など、新しい日常への対応に難しさを感じる場面が増えています。

交通機関の車内アナウンスが聞こえない。



### こうしてくれると助かります



業務や手話、コミュニケーションボード、スマートフォンなどで会話をしてくれると助かります。

「取りましようか？」と物を取ってくれると助かります。



困っている人を見かけたら、声をかけ、本人の意思を確認しながら、必要なサポートをしましょう。あなたのちょっとした声かけや行動で助かる人がたくさんいます。まずは「何かお困りですか?」「何かお手伝いしましょうか?」と尋ねてください。

信号待ちの時、「青です。渡れます」「赤です。止まって!」と教えてください。



## 区で行っている障害者の就労支援の一部を紹介します

区では障害のある方へ様々な就労支援を行っています。働いている方も、これから働きたいと考えている方も、ぜひお気軽にご相談ください。

### 障害者就労支援センター「げんき品川」

問い合わせ 障害者福祉課(☎5742-6711 Fax3775-2000)

「げんき品川」では、就労を希望する障害者の様々な相談に応じています。

開設日時/月～金曜日午前9時～午後5時

※祝日・年末年始を除く。

所在地/大崎4-11-12

#### 支援内容

##### ●就労支援

職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場開拓、職場定着支援、離職時・離職後支援 など

##### ●生活支援

日常生活の支援、安心して職業生活が続けられる支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計や本人の自己決定支援 など

※一部実費負担の活動あり。

##### ●事業主向け支援

障害のある方の雇用を検討しているか、すでに雇用している事業主の方からの相談受付 など

※相談内容に応じて、障害福祉サービスなど必要な支援へつなげる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 障害者就労支援センター「げんき品川」  
(☎5496-2525 Fax5496-2580)

12月のしながわホットほっとの「しながわホットインフォメーション」で「障害者就労支援」が紹介されます。詳しくは2ページをご覧ください。

### 就労を支援する障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用には受給者証が必要です。詳しくはお問い合わせください。

#### これから就労をめざしたい方

- 自立訓練 身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 就労移行支援 一般企業などへの就労を希望する方に、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 支援のある中で働きたい方

- 就労継続支援 一般企業などでの就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 就労している方

- 就労定着支援 就労移行支援などを経て一般就労をした方に対し、環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行います。

### 障害者就労施設等へ製品等の発注をしませんか

区内の就労継続支援事業所では、様々な自主製品の製造・販売や役務サービスの請負をしています。詳しくは区ホームページをご覧ください。

区ホームページはこちら

